

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年 7月31日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) オムロン株式会社 代表取締役社長 山田 義仁 電話 075-344-7000					
主たる業種	その他産業機器の製造業						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	<small>オムロン</small> の社憲・企業理念に基づき、国際社会の一員としてCSRを深く意識し、社会にとって有用な商品を提供することを、最小限のヒト・モノ・カネ・エネルギーなどの経営資源で実現するため、G-EMSの環境方針を定め環境に配慮したグローバル事業活動を推進する。						
計画を推進するための体制	環境担当執行役員を長とする「グループ環境委員会」の重要テーマの1つとして温暖化対策を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,329.0 トン	8,848.4 トン	トン	トン	-5.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,032.6 トン	8,847.6 トン	トン	トン	-11.8 パーセント	
実績に対する自己評価 中温冷却水のインバータ化と熱源水ポンプのインバータ化により8.0%以上の削減を図った(京阪奈)。効率的なコージェネ運転の管理、外灯の消灯管理、食堂照明や事務フロアの照明引きなど継続的削減の効果が現れた。(綾部・京都)							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	研究所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1000)	310.97	294.95			-5.15 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価 同値。							
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		104.0 パーセント	104.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努めた。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特になし。(京阪奈・綾部) 京都は自動車通勤を認めていない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	特になし。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.8 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.8 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	5/21には44名、11/26には51名の参加で長刀坂国有林での森林活動(広葉樹間伐によるアカマツ再生)を実施(京阪奈・綾部でもそれぞれ実施)。また京都市の学校を対象に、環境の出前学習を実施(京都商工会議所主催)。						
特記事項	温室効果ガスの排出の量の基準値設定については、京都市、京都府の了解をとり、2010年度の数値で基準値を設定。 理由：2008年度～2009年度の京都事業所(オムロン及びオムロン関係会社)の数値については、別管理で報告していたが、2010年度より、オムロン [®] 京都事業所に関係会社2社を統合したため。(京都事業所のみ)(京阪奈、						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。